

# 青森県報

号外第十一号

令和八年  
三月二日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

○家畜伝染病検査の実施……………	(畜産課) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○家畜伝染病注射の実施……………	( 同 ) ……

## 告 示

### 青森県告示第九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

### 二 実施する区域

青森県一円

### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している二十四か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している二十四か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

### 四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

### 五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨーニン検査

### 青森県告示第九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

### 二 実施する区域

青森県一円

### 三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項又は家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の規定に基づく届出の対象となる牛

### 四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

馬バラチフス発生子防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬  
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキ―病検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

オーエスキ―病発生子防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの  
四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第一百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり腐蛆病検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

腐蛆病発生子防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している蜜蜂で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ症及び結核検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

ブルセラ症及び結核発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で輸入後、一年以上経過した繁殖用又は搾乳用の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日  
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ症についてはエライザ検査、結核についてはツベルクリン検査

青森県告示第百二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

アカバネ病発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

豚熱発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚及びいのししで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

令和八年三月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであつて、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭